

鳥取県立農業大学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第48号

鳥取県立農業大学校管理規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立農業大学校管理規則(昭和59年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条及び様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条及び様式の表示を除く。)に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改正後	改正前
<p>(学生寮への入寮の手続等)</p> <p><u>第21条 学生寮への入寮の許可を受けようとする者は、入寮許可申請書(様式第8号の2)を校長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 校長は、前項の入寮許可申請書の提出があった場合において、支障がないと認めるときは、入寮を許可するものとする。</u></p> <p><u>3 校長は、入寮を許可したとき又は当該許可をしないときは、速やかに、申請者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>4 前各項に定めるもののほか、学生寮への入寮に関し必要な事項は、校長が別に定める。</u></p>	<p>(学生寮への入寮)</p> <p><u>第21条 養成課程の学生は、大学校の学生寮に入寮しなければならない。ただし、特別の理由があって校長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>
<p>(聴講の手続等)</p> <p>第21条の2 聴講の許可を受けようとする者は、所定の期日までに、聴講許可申請書(様式第8号の3)を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、前項の規定により聴講を許可したとき</p>	<p>(聴講の手続等)</p> <p>第21条の2 聴講の許可を受けようとする者は、所定の期日までに、聴講許可申請書(様式第8号の2)を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、前項の規定により聴講を許可したとき</p>

は、聴講許可書（様式第8号の4）をその者に交付するものとする。

4 略

（受講の手續）

第24条 研修を受けようとする者は、所定の期日までに受講願書（様式第8号の5）を校長に提出しなければならない。

2 略

3 校長は、前項の規定により受講を許可したときは、受講許可書（様式第8号の6）をその者に交付するものとする。

4 第2項の規定により受講を許可された者は、所定の期日までに、誓約書（様式第8号の7）を校長に提出しなければならない。

5 略

（受講料の減免）

第26条 略

2 受講料の減免を受けようとする者は、受講料減免申請書（様式第8号の8）を校長に提出しなければならない。

様式第8号の2（第21条関係）

入寮許可申請書	
職 氏 名 様	
私は、貴大学の学生寮に入寮したいので、申請します。	
なお、入寮中は貴大学の諸規程を遵守することを誓います。	
年 月 日	
住 所	
氏 名	印

様式第8号の3（第21条の2関係） 略

様式第8号の4（第21条の2関係） 略

様式第8号の5（第24条関係） 略

は、聴講許可書（様式第8号の3）をその者に交付するものとする。

4 略

（受講の手續）

第24条 研修を受けようとする者は、所定の期日までに受講願書（様式第8号の4）を校長に提出しなければならない。

2 略

3 校長は、前項の規定により受講を許可したときは、受講許可書（様式第8号の5）をその者に交付するものとする。

4 第2項の規定により受講を許可された者は、所定の期日までに、誓約書（様式第8号の6）を校長に提出しなければならない。

5 略

（受講料の減免）

第26条 略

2 受講料の減免を受けようとする者は、受講料減免申請書（様式第8号の7）を校長に提出しなければならない。

様式第8号の2（第21条の2関係） 略

様式第8号の3（第21条の2関係） 略

様式第8号の4（第24条関係） 略

様式第 8 号の 6 (第24条関係) 略	様式第 8 号の 5 (第24条関係) 略
様式第 8 号の 7 (第24条関係) 略	様式第 8 号の 6 (第24条関係) 略
様式第 8 号の 8 (第26条関係) 略	様式第 8 号の 7 (第26条関係) 略

(鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 2 条 鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則(平成19年鳥取県規則第80号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中鳥取県立農業大学校管理規則第27条を削る改正規定の次に次の改正規定を加える。

改正後	改正前
<p>(利用の申込み等)</p> <p>第29条 条例第11条の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、様式第10号による申込書に必要な応じて利用計画を記載した書面を添えて、利用しようとする日の7日前までに、校長に提出しなければならない。ただし、校長が特に必要があると認めるときは、利用しようとする日までに提出することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(利用の申込み等)</p> <p>第29条 条例第10条の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、様式第10号による申込書に必要な応じて利用計画を記載した書面を添えて、利用しようとする日の7日前までに、校長に提出しなければならない。ただし、校長が特に必要があると認めるときは、利用しようとする日までに提出することができる。</p> <p>2 略</p>
<p>(使用料の送付)</p> <p>第35条 条例第12条の規定による使用料は、当該利用許可に係る利用をする際に納付しなければならない。</p>	<p>(使用料の送付)</p> <p>第35条 条例第11条の規定による使用料は、当該利用許可に係る利用をする際に納付しなければならない。</p>
<p>(使用料の減免)</p> <p>第36条 条例第16条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>2 及び 3 略</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第36条 条例第15条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>2 及び 3 略</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。